

## 香川県条例第14号

かがわ総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例  
 (かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例(昭和60年香川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活における<u>基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うこと。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の<u>指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。</u></p> <p>(5) 児童福祉法第43条第2号に規定する<u>医療型児童発達支援センター</u>として、障害児を日々保護者の下から通わせて、<u>日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p>

施設	単 位	金 額
障害者支援施設		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		
医療型障害児入所施設 略		
入所支援の場合		児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
短期入所の場合		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
<u>児童発達支援センター</u> 二		児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		
略		

施設	単 位	金 額
障害者支援施設		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
サービス事業所（療養介護） 略		
施設支援又は短期入所の場合		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		
医療型障害児入所施設 略		
入所支援の場合		児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
短期入所の場合		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
<u>医療型児童発達支援センター</u>		児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		
略		

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第2条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種別及び金額)	(種別及び金額)

第2条 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(21) 略			
(22) 香川県 立川部みどり園	福祉型障害児入所施設  障害者支援施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額	
(23) 香川県 障害者支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める		

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(21) 略			
(22) 香川県 立川部みどり園	福祉型障害児入所施設  障害者支援施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第2項第1号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
(23) 香川県 障害者支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定		

施設たまも園 (24) かがわ総合リハビリテーションセンター	基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	サービス事業所（療養介護） 略 施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	略 医療型障害児入所施設 略 入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	<u>児童発達支援センター</u>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		

施設たまも園 (24) かがわ総合リハビリテーションセンター	める基準により算定した費用の額	
	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	サービス事業所（療養介護） 略 施設支援又は短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	略 医療型障害児入所施設 略 入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
	<u>医療型児童発達支援センター</u>	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
略		

(25) 香川県 ふじみ園	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
(26)～(35) 略	

(25) 香川県 ふじみ園	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額
(26)～(35) 略	

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ 総合リハビリ テーション センター 手数料	サービス事業所（療養 介護）、医療型障害児 入所施設、 <u>児童発達支 援センター</u> 及び病院	略	
368～598 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ 総合リハビリ テーション センター 手数料	サービス事業所（療養 介護）、医療型障害児 入所施設、 <u>医療型児童 発達支援センター</u> 及び 病院	略	
368～598 略			

備考  
略

備考  
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～10 略	
11 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条の規定に基づく <u>内閣府令</u> の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略
12～15 略	

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～10 略	
11 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条の規定に基づく <u>厚生労働省令</u> の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	略
12～15 略	

（香川県障害者支援施設たまも園条例の一部改正）

第3条 香川県障害者支援施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用料金の額）</p> <p>第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>（利用料金の額）</p> <p>第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p>

(香川県ふじみ園条例の一部改正)

第4条 香川県ふじみ園条例(昭和41年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立支援施設及び里親支援センター</u> (次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略	(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設及び <u>児童自立支援施設</u> (次項において「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。